

# OMAP 会則

(名称)

第1条 この会は、OMAP（オーマップ）という。

(所在地)

第2条 この会の所在地は、大分県大分市森町 750 番地 13 におく。

(目的)

第3条 この会は「OMAP」に対して、開催するすべての運営に関する事業を行い、アーティストや専門家と大人及び子供たちが芸術・文化の交流と啓蒙を行うことで大分県全県にわたり芸術・科学文化の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 芸術・科学文化の振興を図るためのイベント

- ・コンサート、ライブ
- ・ワークショップ（継続型、単発型）
- ・セミナー、講座など

(2) 分科会、研究会、講演会

(3) その他

この会の目的の達成に必要な事業

(役員)

第5条 この会に次の役員をおく。

代表者（1名）本会を統括し代表する。

理事・監事・事務局（1名以上）本会の決定に基づき、事務管理業務について担当する。

1.役員は役員会で選任する。任期は2年とし、再任を妨げない。権限、貴務等は役員会が定める。

2.代表者、理事、監事、事務局をもって役員会を構成する。

3.理事、監事は役員会に出席し発言することができる。

(構成員)

第6条 芸術科学分野の活動・進行を目的としたアーティストや専門家と大人及び子供たちで構成されている。

(事業年度)

第7条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(財産の管理)

第8条 この会の会計処理および管理方法は役員会が定める。

(会則の改正)

第9条 会則の改正は役員会において役員数の2/3以上の賛成をもって決する。

(運営)

第10条 団体の諸問題が発生した場合は、随時会議を開催して閣議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する

(細則)

第11条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は役員会が定める。

(雑則)

第12条 この会則は、平成28年7月から施行する。

(設立年月日) 2016年2月1日

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

大分県大分市森町 750-13

OMAP 代表 仲谷 由香